

令和4年度 国産材転換支援緊急対策事業

目的・事業趣旨

国内において木材需要のひっ迫が続いている状況に加え、今般のウクライナ情勢の影響を受けた我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響を緩和するため、国産材製品の増産に伴う原木・製品の運搬や一時保管、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及を臨時的に支援します。

メニュー

- 原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業
 - 運搬に係る支援
 - 一時保管に係る支援
- 建築用木材の転換促進支援事業

原木・製品の運搬・一時保管緊急支援



建築用木材の転換促進支援



問合せ先

一般社団法人全国木材組合連合会 補助事業事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F

TEL : 03-6550-8540 (平日10:00~17:30)

FAX : 03-6550-8541

Mail : info@moku-tenkan.jp

※詳細はウェブサイトにて<https://moku-tenkan.jp/>

原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業 運搬に係る支援

1. 事業概要

ウクライナ情勢の悪化により影響を受ける製品を緊急的に増産し流通させるため、原木及び製品の運搬及び一時保管を支援し、我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的として、原木または製品の長距離運搬に必要な経費を支援します。

事業イメージ



2. 助成対象

項目	取組内容
原木のトラック運搬経費の助成	原木をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
原木の内航船運搬経費の助成	原木を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
製品のトラック運搬経費の助成	製品をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
製品の内航船運搬経費の助成費の助成	製品を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し

3. 取組対象期間

令和4年4月28日から令和4年7月31日までの取組内容

4. 助成対象者

原木・製品の運搬等の経費を負担した以下の者

- ・ 林業経営体等
- ・ 木材加工業者等
- ・ 林業経営体等から原木の販売の委託を受けた者

5. 受付期間

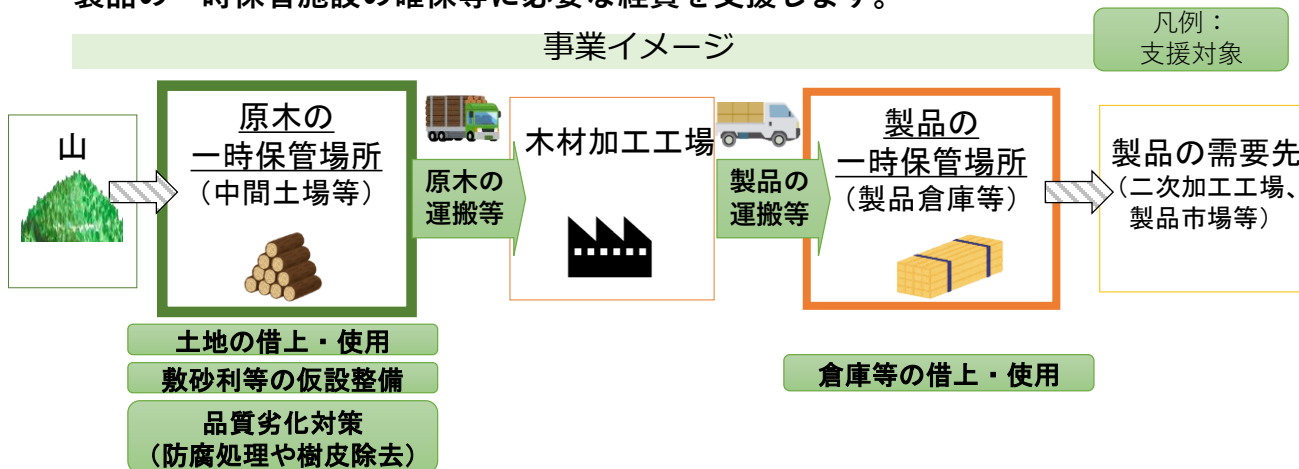
	取組期間	登録依頼書・運搬実施計画の締切	実績報告書・交付申請の締切
第一次募集	令和4年4月28日（木） ～令和4年7月31日（日）	令和4年7月20日（水） 〆切（ 必着 ）	令和4年9月30日（金） 〆切（ 必着 ）

※令和4年8月1日以降の取組に関する第二次募集については、予算状況を勘案した上で、実施するかどうかを決定します。第二次募集の有無や、その詳細については、10月下旬頃に告知します。

原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業 一時保管に係る支援

1. 事業概要

ウクライナ情勢の悪化により影響を受ける製品を緊急的に増産し流通させ、我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的として、原木または製品の一時保管施設の確保等に必要な経費を支援します。



2. 助成対象

項目	取組内容
① 原木一時保管場所確保の助成	原木の一時保管場所の確保のための土地の借上・使用
② 原木一時保管場所仮設整備の助成	原木の一時保管場所の敷砂利等の仮設整備
③ 原木品質劣化対策等の助成	一時保管している原木の防腐処理や樹皮除去等
④ 原木の保管場所からの運搬等の助成	原木を一時保管場所から製材工場等まで運搬するために必要な運搬・積み込み・積卸し
⑤ 製品一時保管場所確保の助成	製品の一時保管場所の確保のための倉庫等の借上・使用
⑥ 製品の保管場所への運搬等の助成	製品を、それを加工した製材工場等から一時保管場所まで運搬するために必要な運搬・積み込み・積卸し

3. 取組対象期間

令和4年4月28日から令和4年9月30日までの取組内容

4. 助成対象者

各経費を負担した以下の者

- ・ 林業経営体等
- ・ 木材加工業者等
- ・ 原木流通事業者等

5. 受付期間

取組期間	登録依頼書・運搬実施計画の締切	実績報告書・交付申請の締切
令和4年4月28日 (木) ~ 令和4年9月30日 (金)	令和4年9月20日 (火) (必着) ※予算の都合で期日前に締め切る場合があります。	令和4年11月30日 (水) (必着)

建築用木材の転換促進支援

1. 事業趣旨

本事業は、木造建築物等の設計・施工において、ウクライナ情勢により影響を受けるロシア材から国産材などの品質・性能の確かな木材へ転換し、その転換に関する情報を整理する取組（以下「転換事業」という。）を支援するものです。

2. 事業概要

施工者を対象とした部材転換と設計者を対象とした設計転換の2種類があります。

転換事業		
事業種	部材転換	設計転換
対象者	施工者	設計者
対象物件	住宅・非住宅。 木造及び木造とその他の構造との混構造	
要件	○以下の（1）又は（2）を満たすこと。 （1）①横架材、②下地材、③面材のいずれかにおいて、国産材等の代替材の使用を通じて、ロシア材を使用していないこと。 また過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 （2）主要構造部にCLTを使用し、主要構造部及び下地材においてロシア材を使用していないこと。 また、過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 ○転換に関する情報を記載すること。	
助成対象	転換の取組を行った①から③の部材の材積×2.7万円 主要構造部に使用したCLTの材積×6.6万円	設計費（意匠設計・構造設計）の1/2
上限	1棟当たり1,500万円	木造部分の床面積（㎡）×6,350円/㎡
その他	同一建築物において、設計転換と併用可能。 申請上限は一者当たり県単位で5棟まで。	同一建築物において、部材転換と併用可能。 申請上限は一者当たり県単位で5棟まで。

3. 用語及び定義

本事業で扱う用語及び定義は以下のとおりとします。

ア.代替材

転換事業を実施しようとする設計事業者又は施工事業者（以下「転換事業者」という。）がロシア材の代替として使用する木材製品をいう。なお、製材においては乾燥材であること。

イ.横架材

建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋など水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材（土台は除く。）をいう。

ウ.下地材

建築物の天井、壁、床等に使用される垂木、野縁、胴縁、貫、根太、間柱、筋かい、合板、木質パネル等の下地となる木材製品をいう。

エ.面材

下地材のうち合板及び木質パネルをいう。

4. 事業申請（事業へのエントリー）〈様式第1号〉

受付期間：令和4年6月17日～**令和4年7月20日（水）17時（必着）**
※予算の都合で期日前に締め切ることがあります。

5. 助成金交付申請（転換の取組に応じた助成金の申請）〈様式第6号〉

受付期間：事業完了した日から起算して1か月を経過した日
又は**令和4年11月30日（水）（必着）のいずれか早い期日まで**